

北方町次世代育成支援対策後期行動計画

～いきいきとした子どもを育てあうまち きたがた～

平成 22 年 3 月

北 方 町

目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格・期間	5
3	計画の策定体制	7
第2章	北方町の現状	
1	少子化の動向	9
2	少子化の背景	11
3	子どもを取り巻く環境の現状	14
第3章	計画の方向性	
1	計画の基本理念	25
2	計画の基本的視点	26
3	計画の基本目標と施策の体系	27
第4章	基本施策と今後の取り組み	
1	子育てしやすいまちづくり	29
2	子どもがいきいきと育つまちづくり	33
3	地域で子育てを支えるまちづくり	40
第5章	計画の数値目標	
1	数値目標の設定	49
第6章	計画の推進体制	
1	計画の推進体制の整備	51
資料編		
	計画策定（見直し）の経過	53
	北方町次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱	54
	推進協議会委員名簿	55

第1章

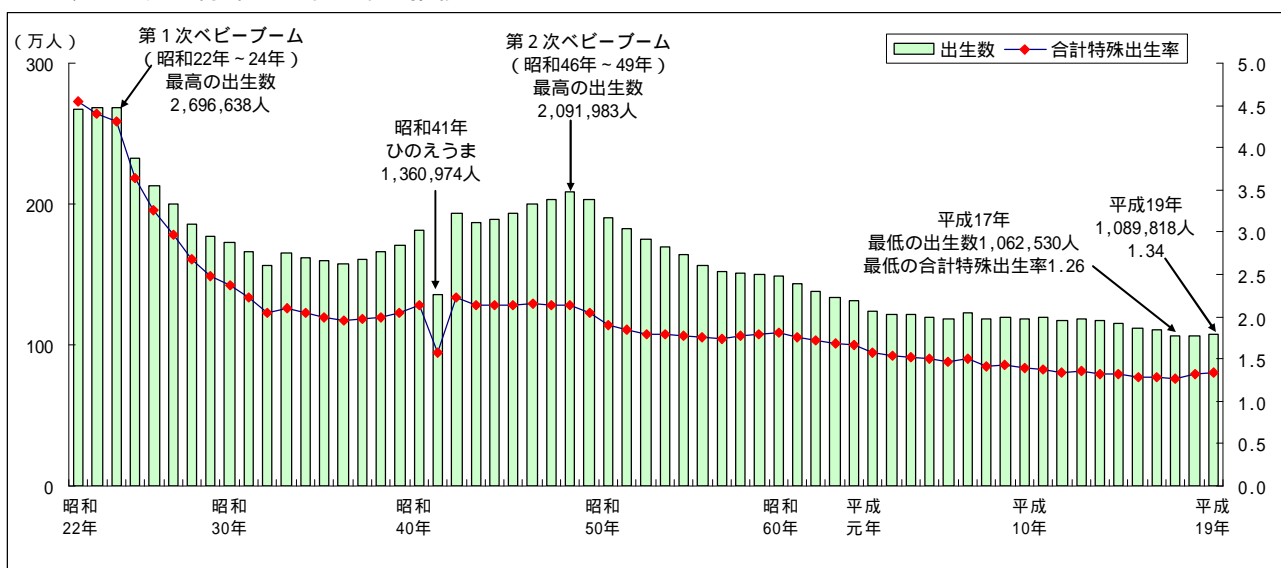
計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

1 - 1 少子化の進行

近年、わが国では急速な少子化が進んでおり、厚生労働省の「人口動態統計」によると、平成17年の出生数は初めて110万人台を割り込み、106万2,530人と過去最低を記録し、合計特殊出生率(女性が一生の間に産む子どもの数を示す値)も1.26と過去最低を記録しました。また、平成19年には出生数は108万9,818人、合計特殊出生率は1.34となっており、平成17年のレベルからは上昇しているものの、依然低い水準で推移しています。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移

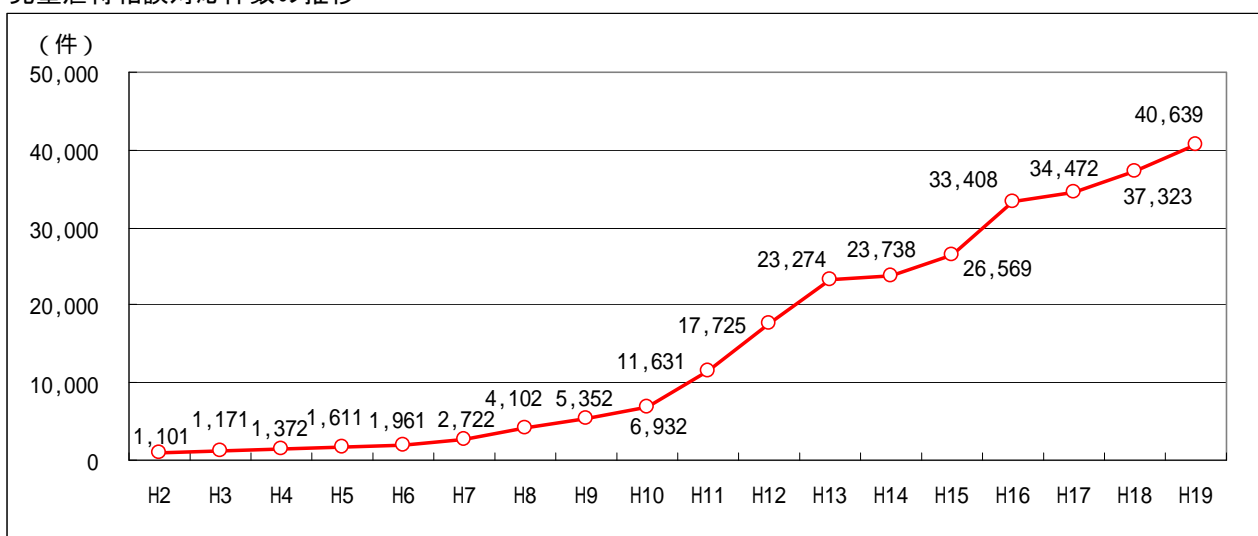


資料:厚生労働省「人口動態統計」

1 - 2 子どもや家庭を取り巻く環境の変化

近年では核家族化の進行や都市化に伴う家庭、地域のつながりの低下によって家庭にかかる子育て負担が大きくなっています。家庭だけの子育ては、親の不安や悩みを拡幅し、負担感からくるストレスによって親自身の心身の健康を損ね、ひいては子どもたちの健全な育成にも大きな影響を与えることが懸念されています。また、これらは児童虐待やいじめ、不登校さらには少年犯罪の増加など、昨今の深刻な問題と結びついており、それぞれの問題に対する一層の研究と解消への取り組みが求められています。

児童虐待相談対応件数の推移



資料:「厚生労働省資料」

1 - 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性

社会構造の変化と就労形態の変化等により、女性の社会進出はめざましく、女性の労働力が増加してきています。働く女性が年々増加していくなか、子育てと仕事の両立が困難なために退職する人や、仕事が忙しいため子どもと十分に触れあう時間がもてない人など、仕事を続けていくことと、結婚や出産・子育ての両立が困難であることは否めません。

そのため、就労と出産・子育てという二者択一的な状況を解消し、女性が安心して結婚・出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるシステムへと変革していくこと、すなわち「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指した働き方の改革」が求められています。

1 - 4 国の子育て支援施策の動向

国では、少子化を緊急の課題としてとらえ、平成6年に「エンゼルプラン」「緊急保育対策等5か年事業」を策定、平成11年には「新エンゼルプラン」を策定するなど、様々な対策を実施してきました。しかしながら、依然として少子化の進行に歯止めがかからないことから、平成14年には従来の「仕事と子育ての両立支援」を中心とする施策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」などの「子育ての社会化」の必要性を提起した、「少子化対策プラスワン」が示されました。さらに、平成15年7月には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この推進法により、地方公共団体は今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための「行動計画」を策定することが義務づけられました。そして、平成19年12月には、少子化の主要因を「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造として捉え、それを解消するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2つ取り組みを柱とする「子どもと家族を応援する日本 重点戦略」がとりまとめられるなど、総合的な少子化対策を推進してきました。

1 - 5 これまでの北方町の取り組み

北方町では、平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法の施行を受け、平成17年3月に「北方町次世代育成支援対策行動計画～いきいきとした子どもを育てあうまちきたがた」を策定し、子どもの健全育成と、子育て家庭の支援施策を計画的に推進してきました。しかしながら、少子化をはじめとする昨今の急速な社会状況の変化や多様化する保育ニーズに柔軟に対応するために、さらなる施策の充実が求められています。また、本年度は計画の見直しの年にあたることから、本計画では、前期計画の取り組みの達成状況や課題を明確にするとともに、子どもが健やかに育ち、誰もが安心して生み育てることができ、子育てに夢と希望が感じられるまちづくりを進めるための計画として策定します。

【国の少子化対策の経緯】

年月	国の動向
1990（平成 2 年）	「*1.57 ショック」 = 少子化の認識が一般化する
1994（平成 6 年）12 月	「エンゼルプラン」策定（平成 7～11 年度） ・保育サービスの充実対策
1999（平成 11 年）12 月	「少子化対策推進基本方針」決定 「新エンゼルプラン」策定（平成 12～16 年度） ・保育サービスだけでなく、働き方、相談支援体制、母子保健、教育等を含めた計画に見直し
2001（平成 13 年）7 月	「仕事と子育ての両立支援等の方針について」閣議決定 「待機児童ゼロ作戦」実施
2002（平成 14 年）9 月	「少子化対策プラスワン」 ・男性を含めた働き方の見直し ・社会保障における次世代支援 ・子どもの社会性向上や自立の促進 ・地域における子育て支援
2003（平成 15 年）7 月	「少子化対策基本法」（H15.9.1 施行） 「次世代育成支援対策推進法」（H15.7.16 から段階施行）
2004（平成 16 年）6 月	「少子化社会対策大綱」策定（閣議決定） 少子化の流れを変えるための 4 つの重点課題を設定 ・若者の自立とたくましい子どもの育ち ・仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し ・生命の大切さ、家庭の役割等への理解 ・子育ての新たな支え合いと連帯
2004（平成 16 年）12 月	「子ども・子育て応援プラン」策定（平成 17～21 年度） ・少子化社会対策大綱に掲げる 4 つの重点課題に沿って平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示
2006（平成 18 年）6 月	「新しい少子化対策」策定 ・「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等を推進
2007（平成 19 年）12 月	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針」 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 ・働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現と、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の再構築を並行して取り組む

* 昭和 41 年の「ひのえうま」の合計特殊出生率 1.58 を下回ったことが判明し、関係者がショックを覚えたことを指す。

2 計画の性格・期間

2 - 1 計画の性格と位置づけ

(1) 子育て支援、子どもの健全育成等の基本方針として

本計画は、本町における子育て支援のための諸施策、子どもの健全育成の諸施策、母性の健康を維持するための諸施策等を網羅するためにわかりやすく体系化し、本町の行政、町民、企業が一体となって進める子育て支援の総合的な取組の基本指針として策定するものです。

(2) 法に基づく計画として

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の定める市町村行動計画として策定します。

(3) 他機関の計画と関連したものとして

本計画は、本町の上位計画となる「北方町第六次総合計画」や関連計画との整合性を図りながら、本町の子どもの健全育成と子育て家庭に対する具体的支援施策の指針となる行政計画を定めるものです。

2 - 2 計画の対象

本計画は、北方町に住む子どもと子育て家庭、地域、企業、行政等の個人及び団体が対象です。なお、この計画においての「子ども」とは、児童福祉法に基づき「18歳未満の者」とします。

2 - 3 計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、前期行動計画（平成17年度から平成21年度までの5年間）の見直しを平成21年度に行い、平成22年度から平成26年度までの5年を計画の期間として策定します。また、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	
前期計画期間					見直し	後期計画期間				

3 計画の策定体制

3 - 1 アンケート調査等の実施

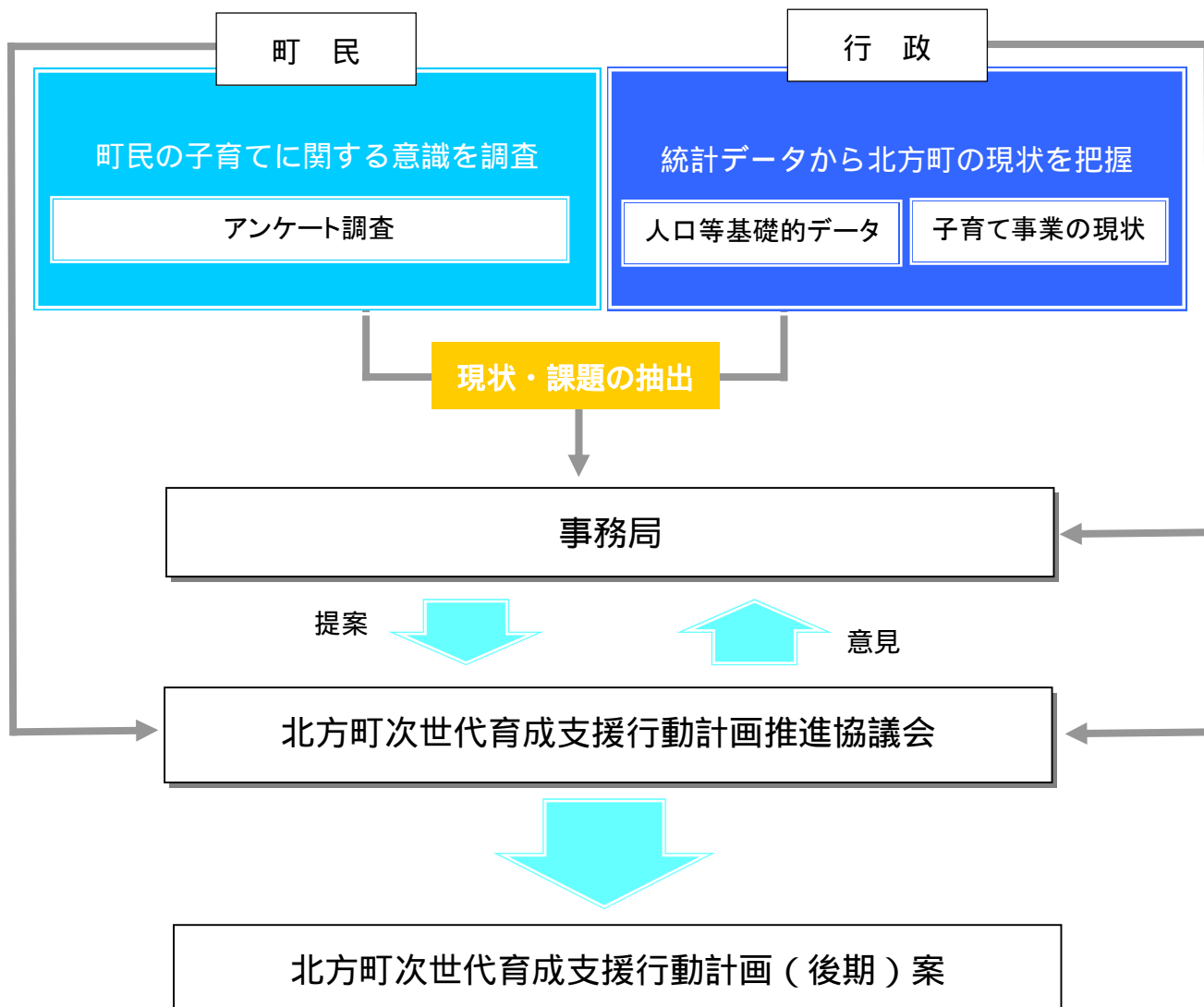
本計画の策定に先立ち、住民の子育てに対する意識や日常生活の現状、意見・要望等を把握することにより、今後、本町の保育サービスをはじめとする少子化対策の推進や児童の健全育成を図るための基礎資料とするために実施しました。

【アンケート調査の基本設計と回収結果】

	就学前児童	小学校児童
調査対象	北方町に居住する0～5歳までの児童を持つ親	北方町に居住する小学校1年生～3年生までの児童を持つ親
対象者数	486	599
抽出方法	就学、就園児は全員、2歳未満は無作為抽出	
調査方法	町内幼稚・保育園入園児童については保護者に配布し、その他の未就園児については6分の1抽出で郵送・回収	小学校から児童を通して配布
回収数	361	563
回収率	74.3%	94.0%

(平成21年5月から6月にかけて実施)

【計画策定のプロセス】



第2章

北方町の現状

1 少子化の動向

1 - 1 人口構造

(1) 人口の推移

本町の人口は岐阜、名古屋の通勤圏として恵まれた立地環境にあり、微増傾向で、平成21年では18,437人となっています。

人口の推移

(単位:人)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
年少人口 (0～14歳)	3,073	3,042	3,074	3,082	3,077
生産年齢人口 (15～64歳)	12,101	12,048	12,220	12,118	12,146
高齢者人口 (65歳以上)	2,662	2,794	2,919	3,096	3,214
計	17,836	17,884	18,213	18,296	18,437

資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 年齢3区分人口割合の推移

年齢3区分の推移では、「年少人口(0～14歳)」や「生産年齢人口(15～64歳)」が減少しているのに対し、「高齢者人口(65歳以上)」は増加しています。

年齢3区分人口割合

(単位:%)

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
年少人口 (0～14歳)	17.2	17.0	16.9	16.9	16.7
生産年齢人口 (15～64歳)	67.9	67.4	67.1	66.2	65.9
高齢者人口 (65歳以上)	14.9	15.6	16.0	16.9	17.4

資料:住民基本台帳

1 - 2 人口動態

(1) 出生者数と死亡者数の推移

本町における出生者数と死亡者数の推移をみると、出生者数は、毎年 200 人前後で推移しています。一方、二桁で推移していた死亡者数は平成 16 年以降は、毎年 100 人を超えて推移しています。

出生者数と死亡数の推移

(単位:人)

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
出生数	219	260	229	217	214	197
死亡数	91	85	85	119	85	110
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	
出生数	207	202	181	202	226	
死亡数	111	107	107	113	105	

資料:岐阜県人口動態統計調査

(2) 合計特殊出生率の推移

本町における合計特殊出生率は、昭和 60 年以降減り続けています。なお、国や県と比較してみると、国や県の平均は上回っています。

合計特殊出生率の推移

(単位:%)

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
全国	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26
県	1.78	1.58	1.50	1.45	1.41
北方町	2.00	1.76	1.75	1.56	1.54

※合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳までの女子のその年の年齢別・一人当たり出生児数を合計したもので、一人の女性が一生のうち平均何人の子どもを産むかを示しています。

(3) 転入者数・転出者数の推移

本町の転入者数の推移をみると、年度により転入・転出数が逆転を繰り返しています。

転入者数・転出者数の推移

(単位:人)

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
転入数	1,017	1,125	1,059	1,288	1,315	1,272
転出数	1,098	1,204	1,185	1,117	1,284	1,257
	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	
転入数	1,295	1,324	1,188	1,201	1,117	
転出数	1,312	1,175	1,208	1,207	1,105	

資料:岐阜県人口動態統計調査

2 少子化の背景

2 - 1 世帯の状況

(1) 一般世帯数、1世帯当たりの平均世帯人員の推移

本町の総世帯数は、平成21年10月1日現在6,713世帯となっており、昭和60年からの推移をみると1.55倍の増加となっています。一方、一世帯当たりの平均人員は減少しており、昭和60年に3.3人であったものが、平成19年には2.7人となっており、このことから世帯の少人数化が進行していることがうかがえます。

世帯人数の推移

(単位:人、世帯)

	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
人口	14,342	15,955	17,027	17,250	17,547	17,845	17,928	18,061
男性	7,029	7,856	8,379	8,362	8,433	8,612	8,628	8,695
女性	7,313	8,099	8,648	8,705	9,114	9,233	9,300	9,366
総世帯数	4,343	5,094	5,693	6,023	6,336	6,631	6,661	6,713
平均世帯人数	3.3	3.1	3.0	2.9	2.8	2.7	2.7	2.7

昭和60年～平成17年は国勢調査、平成19年以降は岐阜県人口動態統計調査

2 - 2 婚姻・離婚

(1) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、減少傾向にあります。一方、離婚件数は、ほぼ横ばいとなっています。

婚姻・離婚件数の推移

(単位:件)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
婚姻件数	141	128	121	137	116
離婚件数	47	47	52	48	56
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
婚姻件数	112	115	125	105	111
離婚件数	48	51	30	44	37

資料:住民保健課

2 - 3 産業・就業構造

(1) 産業別就業者数の推移

平成17年の国勢調査によると、本町の就業者数は8,985人で、第1次産業従事者が157人、第2次産業従事者が2,779人、第3次産業従事者が6,048人となっています。

また、従事している割合で、昭和60年から平成17年までの推移をみると、第1次産業や第2次産業が減少傾向であるのに対し、第3次産業は増加傾向にあり、全体に占める割合は7割近くとなっています。

産業別就業者人口の推移

(単位:人)

	就業者数				
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総数	6,933	7,984	8,945	8,935	8,985
第1次産業	219	162	202	189	157
第2次産業	2,646	2,971	3,180	2,967	2,779
第3次産業	4,064	4,839	5,556	5,774	6,048
分類不能	4	12	7	5	1

資料:国勢調査

(2) 就業者割合の推移

本町の15歳以上就業者の割合は男性は減少傾向にあり、一方女性は増加傾向で、平成17年では男性73.8%、女性51.5%となっています。

男女別15歳以上・就業者割合の推移

(単位:人、%)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
男性	4,160 79.3	4,782 78.3	5,293 79.7	5,137 75.7	5,064 73.8
女性	2,773 49.6	3,202 49.7	3,652 51.6	3,798 51.6	3,921 51.5

資料:国勢調査

(3) 女性の年齢別就業者割合の推移

本町における女性の年齢別就業者の割合の推移をみると、25～29歳の就業率が大きく伸びており、昭和60年の42.4%から平成17年の65.6%へと23.2ポイント増加しています。

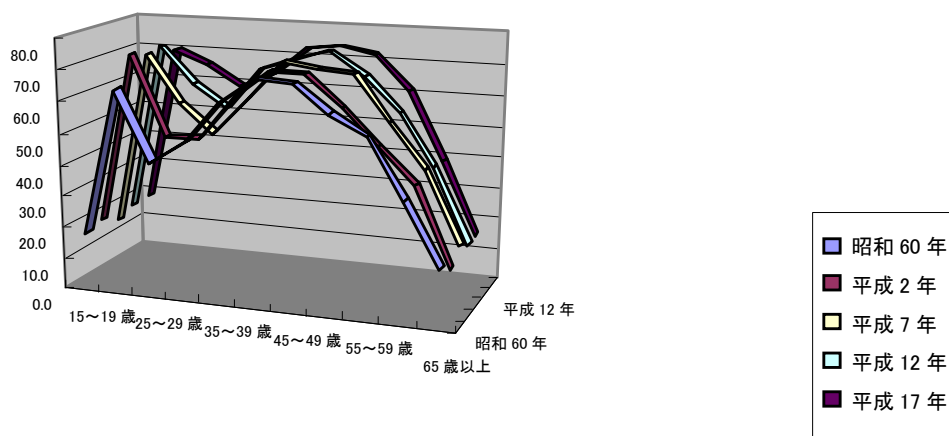
女性の年齢別就業者割合の推移

(単位：%)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
全体	49.6	49.7	51.6	51.6	51.5
15～19歳	17.6	18.8	16.1	18.3	18.6
20～24歳	64.2	73.0	71.4	72.6	70.0
25～29歳	42.4	48.2	56.6	60.7	65.6
30～34歳	49.8	48.4	47.7	53.8	58.8
35～39歳	62.2	62.4	59.9	66.8	63.6
40～44歳	70.3	70.6	71.9	71.1	72.6
45～49歳	69.6	70.6	70.5	74.1	74.0
50～54歳	61.3	61.2	69.4	66.8	71.6
55～59歳	55.4	50.2	55.1	55.8	60.6
60～64歳	37.2	39.0	41.4	39.5	39.1
65歳以上	17.6	14.5	18.2	15.4	15.5

資料：国勢調査

女性は、20歳代で上昇し、出産・育児期にあたる25歳～29歳、30～34歳で一旦落ち込む、M字曲線を描いています。このことから、女性は結婚や出産を機に退職し、子育て後に再就職する人が多いことがうかがえます。



3 子どもを取り巻く環境の現状

3 - 1 保育施設の状況

(1) 保育園の入園者数の推移

本町には、平成21年4月1日現在4か所の保育園があり、定員は510人となっています。入園児の推移をみると、減少傾向にあり、平成21年では361人となっています。また、入園児数はいずれの年も定員に達しておらず、待機児童が存在する状況にはなっていません。

認可保育所数、入所者数、定員、保育士数等の推移

(単位:か所、人)

	認可保育所数	入園児数	定員	保育士数	入所待機児童数
平成16年	4	476	510	63	0
平成17年	4	459	510	63	0
平成18年	4	417	510	63	0
平成19年	4	407	510	63	0
平成20年	4	376	510	67	0
平成21年	4	361	510	65	0

資料:福祉健康課(各年4月1日現在)

保育園別の入園状況

(単位:人、%)

保育園名	定員	園児数					町内全園児数 に対する各保 育園入園児率
		総数					
		3歳未 満	3歳児	4歳児	5歳児		
北保育園	55	25	0	8	8	9	6.9
東保育園	90	77	12	22	17	26	21.3
中保育園	165	116	37	21	30	28	32.2
南保育園	200	143	31	37	41	34	39.6
計	510	361	80	88	96	97	100.0

資料:福祉健康課(平成21年4月1日現在)

(2) 特別保育事業の状況

多様な子育てニーズに対応するために、町内4か所の保育園では通常保育のほか、様々な特別保育事業を行っています。未満児保育、早朝保育並びに長時間保育を4か所で、また特別延長保育を2か所で行っています。

特別保育事業の実施状況

(単位:人)

保育園名	未満児保育	早朝保育	長時間保育
北保育園	0	6	2
東保育園	12	14	19
中保育園	37	28	50
南保育園	31	39	64
計	80	87	135

資料:福祉健康課(平成21年6月1日現在)

3-2 母子保健事業の状況

(1) 母子健康手帳の交付

妊産婦及び出生児の健康管理と成長記録用として、母子健康手帳を交付しています。

交付件数の推移をみると、平成17年から平成18年にかけてやや減少傾向にあったものの、平成20年には、再び増加に転じ、224件となっています。

母子健康手帳の交付状況

(単位:人)

交付者数	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	254	239	213	215	220
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	220	189	185	205	224

資料:福祉健康課

(2) 妊婦健康診査

妊娠中における疾病の早期発見と適切な治療や指導を図るため妊婦健康診査を行います。

妊婦健康診査の受診状況(受診券交付数)

(単位:人)

交付数	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	463	215	215	215	221
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	223	217	537	446	1,872

※妊婦健康診査の受診状況は、病院での受診となるため、受診券の交付状況として把握しています。

資料:福祉健康課

第2章 北方町の現状

妊婦健康診査の受診結果

(単位:人)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
延べ受診者数	230	207	430	393	1,390
異常なし	221	197	390	364	1,163
要指導	1	2	6	9	38
要精密	1	1	4	0	13
要治療	7	7	30	20	176

資料:福祉健康課

妊婦健康診査の受診結果内訳

(単位:人)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
高血圧					
尿蛋白	0	1	1	0	7
浮腫					
貧血	6	8	29	25	120
糖尿	0	0	5	0	7
その他	3	1	5	4	93
計	9	10	40	29	227

資料:福祉健康課

(3) 両親学級

パパママ学級では妊婦さんとその夫を対象に、この時期の赤ちゃんの様子や生後2ヶ月の赤ちゃんとの交流を図っています。

パパママクラスの実施状況

(単位:人、回)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
父親の参加者数				20	14
母親の参加者数	88	91	118	83	51
開催数	12	11	11	11	11
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
父親の参加者数	25	14	14	20	29
母親の参加者数	93	67	68	88	92
開催数	11	11	11	12	12

資料:福祉健康課

(4) 低出生体重児

出生時の体重が2,500g未満の低出生体重児の出生率は、全国・岐阜県とは、ばらつきはありますが大きな差はなく平均的です。

低出生体重児の推移

(単位:%)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
全国	8.4	8.6	8.8	9.0	9.1
県	8.2	8.6	8.9	8.8	9.1
北方町	9.2	8.3	5.8	7.9	8.8
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
全国	9.4	9.5	9.6	9.6	
県	9.8	9.5	9.3	9.1	
北方町	11.8	7.9	10.6	6.3	

資料:福祉健康課

(5) 乳幼児健康診査

3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に身体の発育、発達が順調であるかを確認するとともに、異常を早期発見し、心身の健全な育成を目的とする健康診査を行っています。

受診状況の推移をみると、いずれの健康診査の受診率は平成13年度を除き、9割前後と高い割合でしたが平成20年度は8割台と下がっています。

3～4か月児健診の受診状況

(単位:%)

受診率	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	93.5	97.8	88.4	98.5	96.2
受診率	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	95.8	93.9	100.0	98.9	86.6

資料:福祉健康課

1歳6か月児健診の受診状況

(単位:%)

受診率	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	94.3	90.9	76.6	93.2	93.1
受診率	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	90.4	90.9	94.2	96.5	88.5

資料:福祉健康課

第2章 北方町の現状

3歳児健診の受診状況

(単位:%)

受診率	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	87.1	89.0	79.0	99.1	91.9
受診率	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	87.9	87.0	94.6	85.8	81.8

資料:福祉健康課

受診結果の推移をみると、すべての健康診査で「異常なし」の割合が減少傾向にあり、何らかの指導を受けている子どもが増えてきています。

乳幼児健康診査の結果

(単位:人、%)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3 ~ 4 か 月	受診者数	204	186	191	184	208
	異常なし	135	123	138	134	145
		66.2	66.1	72.3	72.8	69.7
	要観察	45	48	39	41	49
		22.1	25.8	20.4	22.3	23.6
精密検査	2	4	2	5	2	
	1.0	2.2	1.0	2.7	1.0	
要医療	22	11	12	4	12	
	10.8	5.9	6.3	2.2	5.8	
1 歳 6 か 月	受診者数	178	171	178	192	186
	異常なし	86	79	92	99	90
		48.3	46.2	51.7	51.6	48.4
	要観察	85	89	85	89	83
		47.8	52.0	47.8	46.4	44.6
精密検査	7	2	0	3	6	
	3.9	1.2	0.0	1.6	3.2	
要医療	0	1	1	1	7	
	0.0	0.6	0.6	0.5	3.8	
3 歳	受診者数	203	160	194	157	176
	異常なし	113	93	103	84	97
		55.7	58.1	53.1	53.5	55.1
	要観察	60	49	65	57	58
		29.6	30.6	33.5	36.3	33.0
精密検査	22	18	23	7	12	
	10.8	11.3	11.9	4.5	6.8	
要医療	8	0	3	9	9	
	3.9	0.0	1.5	5.7	5.1	

資料:福祉健康課

(6) 乳幼児歯科健診

乳幼児の口腔内疾患の早期発見・早期治療を目的として、歯科健康診査を行っています。虫歯経験者率の推移をみると、3歳児では減少傾向にあります。また、1人平均虫歯数は、3歳児では減少傾向にあります。

虫歯経験者率

(単位:%)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1歳半	2.5	1.8	2.7	2.4	1.5
3歳	34.0	29.5	26.6	21.3	24.0
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1歳半	4.5	2.4	0.0	1.0	2.1
3歳	27.1	30.2	23.7	20.4	13.6

資料:福祉健康課

1人平均虫歯数

(単位:本)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1歳半	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0
3歳	1.5	1.1	1.0	0.8	1.0
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1歳半	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
3歳	1.1	0.3	0.7	0.7	0.5

資料:福祉健康課

(7) 家庭訪問

育児支援のため家庭訪問による相談を行っています。

家庭訪問の実施状況

<妊婦・産婦>

(単位:人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
妊婦	0	0	1	0	2
産婦	14	0	105	99	106
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
妊婦	3	1	1	0	7
産婦	123	126	6	140	231

資料:福祉健康課

第2章 北方町の現状

＜新生児・未熟児・乳児(新生児・未熟児を除く)・幼児＞

(単位:人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
新生児	110	120	110	97	106
未熟児	2	0	1	1	4
乳 児	12	16	22	26	25
幼 児	63	42	143	90	49
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
新生児	120	18	22	19	32
未熟児	5	3	10	2	9
乳 児	20	104	113	124	180
幼 児	29	261	182	184	208

資料:福祉健康課

(8) 電話相談

保健センターでは、健康や子育てに関する相談などに電話で応じています。

電話相談の実施状況

(単位:件)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
相談件数	259	225	6	61	155
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	107	95	70	72	86

資料:福祉健康課

(9) 育児学級

乳幼児期の育児について学びながら親同士が交流できる場として、離乳食講習・1歳児の教室などを開催しています。

育児学級の参加状況

(単位:人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
参加者	476	1,042	497	483	454
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	446	478	629	642	704

資料:福祉健康課

(10) 母子個別相談

保健センターでは、健康相談日を設け、保健師や栄養士が相談に応じています。

母子個別相談の実施状況

(単位:人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
妊 婦	259	246	1	0	2
産 婦	33	33	1	0	0
乳 児	99	91	288	331	539
幼 児	195	336	180	169	625
思春期	16	0	0	0	2
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
妊 婦	0	0	0	205	225
産 婦	0	0	3	0	0
乳 児	632	652	153	110	154
幼 児	591	598	131	93	163
思春期	0	0	0	0	0

資料:福祉健康課

3 - 3 子育て支援の状況

(1) 児童館の状況

本町には、児童館があり、子ども同士の遊びとふれあい、友達づくり、乳幼児と保護者のふれあい遊び、絵本の読み聞かせ、保護者の育児相談などを行っています。また、乳幼児保護者同士の仲間づくり、サークルなどに活用されています。

児童館の利用状況

(単位:人)

利用者数	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
	9,993	10,002	12,471	13,035	9,971
利用者数	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
	11,331	12,133	14,330	14,106	

資料:福祉健康課

(2) 子育て支援センター

子育て支援センターは、北保育園内に設置し、未就園児とその親を対象に、子育てセミナーや講演会の開催、図書の貸し出し、育児相談、情報提供、サークル活動の支援、自由来所などを実施しています。

(3) 子育て広場

子育て広場は、未就園児とその親を対象に、月1回、保育園を開放し、園児とともに遊ぶ機会を設けています。

(4) ちびっこルーム

ちびっこルームは、未就園児とその親を対象に、児童館で毎週水曜日に開催し、子ども同士のふれあいの機会を提供しています。

(5) ままプラザほっと

ままプラザほっとは、毎週火曜日と木曜日に開設し、親子の交流活動や子育て相談、一時託児などを開催しています。

(6) 子育て支援助成金

保護者の経済的負担を軽減し、子育てを支援するため、3人以上の子どものいる世帯で保育園、幼稚園、小・中学校に通う第3子以降の子に対して助成金を支給しています。

3 - 4 教育機関の状況

(1) 幼稚園の状況

本町には、公立幼稚園が1か所、私立幼稚園が1か所あります。平成21年には364人が入園しています。

町内幼稚園の状況(平成21年)

(単位:人)

	3歳児	4歳児	5歳児	計
町立北方幼稚園	32	33	35	100
私立北方幼稚園	83	86	95	264
計	115	119	130	364

資料:教育委員会

(2) 小・中学校の状況

本町には、現在3校の小学校があります。平成21年では、総児童数は1,222人となっています。また1校の中学校があり、生徒数は、平成21年で624人となっています。

小・中学校児童数の推移

(単位:人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学生	1,228	1,240	1,255	1,255	1,305	1,222
中学生	574	562	581	591	592	624
計	1,802	1,802	1,836	1,846	1,897	1,846

資料:学校基本調査

小中学校職員、児童数、生徒数

平成21年

学校名	学級数	教員数(人)	児童・生徒数(人)
北方小学校	18(2)	25	517
北方西小学校	10(1)	16	251
北方南小学校	19(2)	25	537
北方中学校	18(2)	33	592
計	65(7)	99	1,897

※学級数(特別支援教室内数)、教員数に校長は含めない。

資料:学校基本調査

3 - 5 学童保育の状況

学童保育は、町内3か所に有り、放課後や夏休みなどの長期休暇期間中に、保護者が保育できない家庭の小学1年生から3年生を対象に子どもの生活指導などを実施しています。平成20・21年には、90人が利用しています。

3 - 6 相談事業の状況

子育てにおける悩みや保健・福祉に関する各種相談事業を実施しています。

実施場所	事業の名称	内 容
福祉健康課	育児相談	育児に関する悩みや相談を受け付けています。また、各関係機関との連絡調整を行っています。
子育て支援センター (北保育園内)	育児相談	育児に関する悩みや相談を受け付けています。また、各関係機関との連絡調整を行っています。
保健センター	母子の健康相談	健康に関する相談を受け付けています。
	電話相談	電話により、健康や育児に関する相談を受け付けています。
児童館	育児相談	育児に関する悩みや相談を受け付けています。
福祉センター	心配ごと相談	民生委員児童委員によるあらゆる悩みの相談を受け付けています。

第3章

計画の方向性

1 計画の基本理念

基本理念

いきいきとした子どもを育てあうまち きたがた

いつの時代においても、子どもは最高の宝物であり、将来の地域社会を担う貴重な存在でもあります。少子化や核家族化など、近年の社会情勢の変化に伴い子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しているなか、子どもの健やかな成長のためには、すべての家庭で親が愛情を注ぐとともに、地域、行政、企業など社会全体で力を合わせて子どもたちや子育て家庭を支援していく必要があります。

本町では、平成17年度に策定した前期計画において、少子化社会において、健やかな育児環境、青少年の成育環境となるあたたかい地域社会を住民ぐるみで築き、いきいきとした子どもの育ちを地域社会全体で支えていこうという思いを込めて、「いきいきとした子どもを育てあうまち きたがた」を基本理念に掲げ、みんなで力を合わせて子育て、子育て（子ども自身が心身ともに健全にたくましく成長していくこと）を支えるまちづくりをめざすための様々な事業を実施してきました。しかしながら、本町においても、少子化や核家族化等が進んでおり、多様化する子育てニーズに対応することはもちろんのこと、児童虐待や不登校、ひきこもりなど、新たな課題への対応も必要となってきています。

本年は前期計画の最終年度であるとともに、計画の見直しの年として、後期計画を策定する年でもあります。また、子育て支援や少子化対策などの問題は、中長期的視点に立って継続的に進める必要があることから、後期計画においても、前期計画の基本理念を継承し、誰もが安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指し、本計画を推進していきます。

2 計画の基本的視点

本計画を推進するにあたって、次の3つの視点を重視します。

1 子どもの視点

これまでの子育て支援対策は、どちらかという仕事をしている子育て家庭への両立支援の充実が目的でした。子育て支援サービスを充実するとき、単に親への負担の軽減を目指すというのではなく、子どもの幸せを第一に考えた上でのものであればなりません。本計画は、常に子どもの視点に立ち、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるような施策を展開します。

2 すべての子育て家庭への支援という視点

子育て支援対策は、子育てと仕事との両立だけでなく、様々な理由により子育てに孤独感や社会からの孤立感といった悩みを抱えている専業主婦も多くあります。子育ての孤立化などの問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進します。子どもは次代の親であり、子どもへの支援策は次代の親づくり、地域の未来づくり、日本の未来づくりであるという認識を深めます。本計画では、仕事をしている家庭だけでなく、地域のすべての子育て家庭への支援という視点を重んじ、施策を展開します。

3 地域社会全体による支援という視点

本計画は、子育ては父母またはその他の保護者が第一義的な責任を有するという基本理念のもと、行政、企業、地域を含めた様々な団体が力を合わせて取り組むべき課題という認識から、地域全体が一丸となって子育て支援対策を進めていくことを重んじます。

3 計画の基本目標と施策の体系

本計画については、基本理念を実現するために以下の3つの基本目標を掲げ、施策の方向性と具体的な取り組みを整理し、以下のように施策の体系を掲げます。

1 子育てしやすいまちづくり

ここでは、すべての子育て家庭への支援という視点から、子どもを持つ家庭が喜びや楽しみを感じながら子育てできるように、また、子育てを通して親自身も成長することができるように、子育て支援環境整備の充実を目指します。

2 子どもがいきいきと育つまちづくり

ここでは、子どもの視点から、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長することができるような環境づくりを目指します。

3 地域で子育てを支えるまちづくり

ここでは、地域社会全体による支援という視点から、子どもは地域の宝であるという認識のもと地域が力を合わせて子どもを支えていくための環境整備を目指します。



いきいきとした子どもを育てあうまち きたがた

1 子育てしやすいまちづくり ~すべての子育て家庭を支援するために~

1 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅の確保
良好な居住環境の整備
良好な道路環境の整備
安心して外出できる環境の整備
安全・安心なまちづくりの推進

2 職業生活と家庭生活との両立の推進

男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現
仕事と子育ての両立の推進

2 子どもがいきいきと育つまちづくり ~子どもの視点に立った健全育成のために~

1 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保
食育の推進
思春期保健対策の充実
小児医療の充実

2 子ども的心身の健やかな成長に資する教育環境の整備安全の確保

次代の親の育成
子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
家庭や地域の教育力の向上
子どもを取り巻く有害環境対策の推進

3 地域で子育てを支えるまちづくり ~地域全体で子育てを支援するために~

1 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスの充実
保育サービスの充実
児童の健全育成
子育て支援のネットワークづくり

2 子ども安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
被害に遭った子どもの保護の推進

3 要保護児童への対応等心細やかな取組の推進

児童虐待防止対策の充実
ひとり親家庭等の自立支援の推進
障がい児施策の充実

第4章

基本施策と今後の取り組み

1 子育てしやすいまちづくり

近年の核家族化や都市化は、子育てにおいても大きな影響を与えています。昔は、子育てでわからないことは、身近にいるおじいちゃん、おばあちゃんや隣近所の人から教えてもらうことで解決してきましたが、地縁、血縁関係が弱体化してきている現在は、そのようなことが難しい状況となってきています。そのため、子育て負担が親だけにかかり、それはやがて育児不安やストレスへとつながっていきます。

また、男性の子育てへの参加が十分でないことも、母親への子育て負担をさらに大きなものとしています。女性の社会進出が普通となっている昨今、夫婦ともに働きに出る家庭が増加している中で、子育てはやはり母親の役目という意識がまだ残っていることは否めません。本来、子育ては夫婦が相互に協力して行うものであり、特に父親の育児参加は子どもの健やかな成長に影響を与えるだけでなく、母親のストレスや育児不安の軽減にもつながります。こうした理由からも、父親の積極的な子育てへの関わりをうながし、子育て意識や子育て意欲の高揚に努める必要があります。

また、家庭や地域で子育てに関する知識や経験などが伝わりにくくなっている反面、情報が氾濫する現代社会においては、情報の選択に戸惑い、身近に相談相手もなく、一人で悩み、育児に対する不安を抱える親も多くなっています。

このような状況を解消するためには、子育てに関する悩みや不安を少しでも軽減するための相談体制の充実に努めるとともに、子育てに関する情報提供の充実に努めることが必要です。子育て情報の希望入手方法は、広報紙、学校・保育園等の施設、役場や関係機関などから、これらの情報提供の場を積極的に用いた子育て情報の提供に努めることが必要です。

1 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代を中心に、親子が安心して暮らすことができるように広くゆとりのある住宅の確保に資する情報提供や相談事業を進め良質な住宅環境を整備します。

施策項目	施策内容	現状	目標
公的住宅の入居に関する情報提供	県営住宅の入居に関する情報提供や公的に住宅への多子世帯、ひとり親世帯の優先的入居に関する情報を提供します。	-	推進

良好な居住環境の整備

都市景観整備、緑化推進など、子育て家庭をはじめ、誰もが暮らしやすいと感じられる「人にやさしいまちづくり」の実現を目指し、ユニバーサルデザインのまちづくりに努めるなど、全ての人々が良好に生活できる環境整備を進めます。また、子どもたちが、放課後や休日に元気に遊べる場の確保・整備に努めます。

施策項目	施策内容	現状	目標
公園の整備	子どもの遊び場、住民の憩いの場として公園を整備し、快適な居住環境の整備に努めています。	実施	継続
緑化の推進	公園などの整備については緑化を推進しています。	実施	継続
シックハウスに関する情報提供	建物のシックハウス症候群に関する情報を提供します。	-	推進
人にやさしいまちづくり	妊婦やベビーカーを押している人をはじめとして、高齢者や障がい者でも歩きやすい、利用しやすい道路や公的施設のバリアフリー化を推進しています。	実施	継続
自然環境の保全	子どもたちが安心して遊ぶことのできる水辺や緑地など、かけがえのない自然環境の維持保全に努めています。	実施	継続

良好な道路環境の整備

だれもが安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するために、歩道の設置などの安全な道路環境の整備に努め、子どもや子育て家庭などが安心して通行できるようにします。

施策項目	施策内容	現状	目標
歩行者道の整備	幅員のある道路における歩道の整備をすすめ、歩行者専用空間を確保しています。	実施	継続

安心して外出できる環境の整備

全ての人々が、安心して外出できる環境を求めています。そこで、子どもや子ども連れの親などが安全に安心して外出できるよう、情報提供も含め、環境の整備に努めます。

施策項目	施策内容	現状	目標
人にやさしいまちづくり(再掲)	妊婦やベビーカーを押している人をはじめ、高齢者や障がい者でも歩きやすく、利用しやすい道路や公的施設のバリアフリー化を推進しています。	実施	継続
利用しやすい公共施設の整備	公共施設に子連れでも利用しやすいトイレ内のベビースト、授乳スペースの整備・設置などを推進します。	実施	継続
子育てバリアフリー情報の提供	子育て世帯へ地域の施設のバリアフリー情報を提供しています。	実施	継続

安全・安心なまちづくりの推進

子どもが犯罪などの被害にあわないようなまちづくりを進めるため、通学路や公園などにおける防犯灯の設置や、地域における防犯パトロールなどの地域活動の支援を行います。

施策項目	施策内容	現状	目標
防犯灯の設置	町が設置、維持管理する防犯灯は、要望、必要に応じ危険箇所随時設置し、路上犯罪などの抑止に努めています。	実施	継続
モデル地域支援事業	子育てに配慮した施策を率先して実施する自治会の取り組みを広く周知し、地域全体で子育てを支える活動を支援します。	-	推進

2 職業生活と家庭生活との両立の推進

男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

男女が自立し、いきいきと働きながら子育てに楽しみを見出すためには、男女の性別役割分担意識をなくすことや、男女がともに子育ての責任を果たしていくことで、女性のみならず子育て負担がかからないようにすることが大切です。

男女が支え合って社会を担うことの大切さや、ともに家庭を築き子どもを育てることの意義の教育・啓発するとともに、子育てしやすい職場環境を提供することは、企業にとって社会的責任であるという認識が深められるよう、子育てしやすい職場環境づくりのため、男女の固定的な役割意識の解消に向けた各種啓発事業を推進します。

施策項目	施策内容	現状	目標
男女共同参画社会の推進	男女共同参画意識の向上のため、全町的な推進体制を確立し、男女共同参画制度の意義の浸透、改革や普及啓発に努めていきます。	実施	継続
男性の育児参加意識の醸成	講座や体験活動を通じて、男性にも子どもとのふれあいの機会を提供します。また、企業を通じて、パンフレットなどを配布し、男性の育児参加意識の醸成を図ります。	実施	継続

仕事と子育ての両立の推進

全ての子育て家庭において、仕事と子育ての両立を推進するために、地域における様々な子育て支援サービスを充実させていきます。また、保育サービスの提供にあたっては、保育に対する町民の満足度を重要視し、安心して子育てができる環境づくりを目標に進めていきます。また、育児休暇制度の普及や働きやすい勤務形態を企業に働きかけるとともに、就業者に対しても、男女ともに育児休業制度等適切な制度の利用や働き方の見直しのためのワーク・ライフ・バランスの重要性についての理解促進を図るための啓発に努めます。

施策項目	施策内容	現状	目標
通常保育	公立保育園4か所で8時30分から16時30分までの保育を実施しています。定員は510人です。 保育施設については、必要に応じて整備を図ります。 保育内容の充実とともに、保育士の資質向上のための研修の充実を図ります。	4か所 510人	4か所 550人
乳児保育	0歳の乳児保育は中保育園、南保育園の2か所、定員9人で実施しています。	2か所 9人	2か所 9人
3歳未満児保育	1歳児、2歳児の保育は中保育園、東保育園、南保育園の3か所、定員108人で実施しています。必要に応じて、定員133人へ拡充します。	3か所 108人	3か所 133人
延長保育	7時30分から8時30分までの早朝保育と16時30分から17時30分までの長時間保育を保育園4か所で実施しています。また、19時までの特別延長保育を中保育園、南保育園の2か所、定員30人で実施しています。 必要に応じて、定員50人へ拡充します。	2か所 30人	2か所 50人
障害児保育・統合保育	中軽度の障がいを持ち、集団生活が可能な子どもを対象に、保育園において健常児とともに統合保育を実施しています。	4か所	4か所
一時保育	仕事やその他の理由により、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に保育施設で預かり、保育を実施しています。	5人	継続
病児・病後児保育	保育園や幼稚園に通っている子どもが病気の回復期で、集団生活になじまない場合に病院において一時的な保育を実施しています。	1か所 6人	継続
管外保育	保護者の勤務の都合により、居住地以外の保育園入所の要望が増えていることから、協議の成立した近隣市町と相互の受け入れ入所を実施しています。	実施	継続
地域の子育てネットワーク	子育てに関する情報を一元化して提供できる体制を整え、いつでもどこからでも、気軽に子育ての輪を広げることのできる体制を整備します。 子育て支援センターや児童委員など子育て支援の専門家のネットワークを構築します。	-	推進

2 子どもがいきいきと育つまちづくり

子どももやがては大人になり、しっかりと大地を踏みしめて次代を担う力となります。輝く未来で一人ひとりの個性が十分発揮できるように、また将来にわたって自立した生活を営むことができるように、「生きる力」の向上に向けた取組が求められます。子どもに基本的な学力を身につけさせることはもとより、子どもが社会の中で主体的に生きていくことができるように、一人ひとりに応じたきめ細やかな教育環境を整備することが必要です。

子どもは様々な体験活動などを通して、自ら考え、行動する力を身につけます。そのため、子どもたちが自主性や社会性を学び、成長していくことができるような福祉活動、ボランティア活動などの参加体験型活動を推進する必要があります。

さらには、子どもは指導者の指導力によって大きな影響を受けることから、教職員、保育士等に対しても研修や指導者同士の交流を行うことで、指導力の向上を図る必要があります。

昨今の核家族化やひとりっ子の増加、地域住民同士のコミュニケーション不足によって、子どもが乳幼児とふれあう機会が減少してきています。小さな子どもとのふれあいがまままま成人し、やがて子どもを持った場合、育児不安、育児負担に陥り、ストレスから虐待へとつながることが懸念されます。

こうしたことを踏まえ、子育ての予備体験として赤ちゃんや小さい子どもとの触れ合う場や機会を提供することが必要です。それとともに、子どもたちに次代の親となる自覚を促し、子育ての喜び、楽しみといった意義を理解するための教育・広報・啓発が望まれます。

また、男女共同参画社会を目指している今日において、性による固定観念は大人になってからでは振り払うことが難しいのが現状です。このため、幼少期から男女がともに協力しあい、子育てを行うといった意識の醸成が必要です。「男は仕事、女は家庭、子育て」のような固定観念を解消するために、早い時期からの教育が望まれます。

1 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保

現在の母子保健事業において、今後もその成果を維持するとともに、快適なお産と健やかな子育てができるよう、健康診査や相談・訪問指導などを通じて、出産・育児の負担感や不安の軽減を図ります。母親の自覚促進と健康への意識づくりとして、母子健康手帳を交付します。

出産後は家庭訪問等により早期から母子関係づくりの支援、育児不安の軽減を図ります。また、妊娠期からの各種健康診査を実施し、母子の心と身体の健康維持・増進に努めるとともに、子どもの疾病予防・感染症の蔓延を防ぐため予防接種事業の充実を図ります。

また、不妊治療に関する正しい知識の普及と相談体制を整備するとともに、特定不妊治療費助成制度利用の周知を図るなど、不妊に悩む人たちに対する支援の充実に努めます。

施策項目	施策内容	現状	目標
母子健康手帳の交付と活用	妊娠届をした妊婦及び配偶者に、母子健康手帳を交付し、その活用を図っています。また、届出時を利用し、母子保健サービスに関する情報提供を図るとともに、妊娠・出産に関する相談を行っています。	実施	継続
妊婦健康診査・妊産婦歯科健康相談	妊娠・出産に関する安全性と快適さを確保するために、健診・相談の機会を提供し、異常の早期発見、早期治療を図ります。また、妊娠中の健康管理、口腔衛生に関する知識の周知を図り、予防に努めていきます。	実施	充実
乳幼児の個別相談・個別指導	定期健康診査において、保健師や心理相談員により実施しているが、健康診査の未受診者に対するフォロー体制の確立を図ります。 また、様々なケースに対しては、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、フォローを行います。	実施	充実
乳幼児健康診査・予防接種事業の周知	健康診査や予防接種の内容や時期、実施する医療機関などの周知を図り、受診率の向上に努めます。また、経過観察が必要な子どもに対してのフォロー体制の充実を図ります。	実施	充実
子どもの歯の健康づくり	むし歯予防についての情報提供や普及啓発を行い、かかりつけ歯科医院での定期健診やフッ素塗布などを推進しています。	実施	継続
パパママ学級	妊娠・出産・育児に関する相談を行い、知識の普及を図ります。また、仲間づくりの支援とともに、父親の参加しやすい体制をつくり、父親の育児参加を促します。	実施	充実
妊産婦・乳幼児訪問指導	家庭訪問により、妊娠、出産、育児に関する相談や必要な指導及び助言を行います。 複雑な問題を抱えている家庭に対し、医療機関などと連携し、早期訪問などによる支援を推進します。	実施	充実

施策項目	施策内容	現状	目標
育児相談	保護者の育児不安などに関する相談・助言を行い、乳幼児が心身ともに健やかに育つよう支援します。また、増加しているアレルギー疾患への相談体制を充実します。	実施	充実
育児講座	学習の機会を提供し、乳幼児期からの健康づくり及び仲間づくりを推進します。	実施	充実
事後指導・相談体制	乳幼児健診などにおいて、心身の発達に経過観察を必要とする場合、専門機関と連携し、適切な指導・助言を行っています。	実施	継続

食育の推進

食育実践の基本は家庭にあります。子どもが通っている保育園・幼稚園や学校においても、食育実践の場と位置づけ、食育の推進を目指します。

乳幼児期から思春期に至るまで、継続的に「食」に関する学習機会や情報提供を行います。また、親子がふれあいながら「食」の大切さを学ぶことができる参加体験型の教室などを実施します。

施策項目	施策内容	現状	目標
離乳食教室	将来起こりうる肥満、生活習慣病の予防は、食習慣や味覚などが形成される乳幼児期からの働きかけが重要です。そこで離乳食教室の機会を活かし、心の交流も含めた食事についての知識の普及を図っています。	実施	継続
給食材料の地元製品の採用	保育園・幼稚園・学校の給食材料に地元産品を取り入れ、安全で新鮮な給食を提供しています。	実施	継続
保育園・幼稚園における食育	保育園や幼稚園の園庭などで季節の野菜を育て、食に関する学習の機会を設けています。	実施	継続
望ましい食習慣の定着	乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着を図るよう指導・啓発します。	実施	充実
食文化の継承	子ども参加型の調理実習や農業体験の機会を増やし、食文化の継承を行います。	実施	充実

思春期保健対策の充実

思春期は心身がともに著しく変化し、成長する時期であることから、性の悩みなどを抱える時期でもあり、妊娠、性感染症など様々な健康問題があります。この時期は、生涯にわたる生活習慣を形成し、将来、親となる準備時期でもあることから、学校との連携を図り、相談や思春期教育の充実をしていきます。

施策項目	施策内容	現状	目標
性教育	指導方法を工夫するなどして、若年層への正しい教育と正しい知識の普及・啓発を行い、健全な育成を図ります。	実施	継続
学校における定期検診	内科・歯科・眼科、耳鼻科の定期健康診断を実施し、児童・生徒の健康管理と疾病の早期発見機会を提供します。また、健康診断の意義を周知し、自己の健康管理への関心・意欲を高めていきます。	実施	充実
思春期教育	思春期は自我が形成され、心身ともに大人へと変化する時期であり、健全な育成が大切です。学校教育での心身に関する学習や健全な体験活動、保健センターを中心としたカウンセリングを通して子どもの成長を図ります。	実施	継続
思春期保健講座・相談	いのちや性に関する正しい知識の普及・啓発を図り、思春期の子どもや親が持つ不安や悩みを解決します。また、思春期の子どもが小さな子どもとふれあえる体験活動を推進します。	実施	充実
学校における保健活動	児童・生徒の健康の保持増進を図るため、学校健康診断を充実させるとともに、健康に生涯を過ごせるための基礎を培う健康教育を推進します。	実施	充実

小児医療の充実

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療の充実を目指します。

施策項目	施策内容	現状	目標
24時間小児救急医療体制	乳幼児期の突発的な病気やけがなどのときも、安心して受診できる医療体制を岐阜圏域内市町において整備ができるよう推進します。	実施	継続
小児医療の公費負担制度	未熟児、障がい児などに対して、必要に応じて養育医療、育成医療、小児特定疾患治療などの医療給付を行っています。	実施	継続
医療情報の提供	ホームページや広報、暮らしのカレンダーなどで小児医療に関する様々な情報を提供します。	一部実施	充実
かかりつけ医の啓発	身近な地域で安心して医療が受けられるように、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	実施	継続

2 子どもの心身と健やかな成長に資する教育環境の整備安全の確保

次代の親の育成

人が人として育っていく中で、実際に色々な人とふれあい、肌で感じることはとても大切なことです。特に、赤ちゃんとのふれあい、関わることは、他者に対する関心や愛着心を醸成し、中高生の健全な育成を図ることが出来るからです。そして、将来、子どもを持ったときの予備体験として、育児不安の解消や虐待予防にもつなげることも出来ます。このようなことから、小・中・高校生に小さな子どもとふれあう機会を提供し、幼い子どもが愛らしく育つ姿を間近で体験することで、次代の親への自覚を促す取組を展開します。

また、次代の親となる若者が積極的に社会参加するために、職業体験などを通じて、子どもの頃から職業意識が醸成されるよう努めます。

子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各関係機関が連携を図り、子育てのための各種講座や教室等を開催し、子育てに関する疑問や悩みの解消に努め、子育ての楽しさや喜びを感じる機会を提供し、子育て意識の高揚を図るとともに、夫婦で子育てを分かち合えるように、父親の子育て参加を呼びかけます。

施策項目	施策内容	現状	目標
パパママ学級 (再掲)	妊娠・出産・育児に関する相談を行い、知識の普及を図ります。また、仲間づくりの支援とともに、父親の参加しやすい体制をつくり、父親の育児参加を促します。	実施	充実
ふれあい体験	中学生が保育園や幼稚園へおもちゃなどを持っていき、園児とともに遊ぶ機会を持っています。今後もこのような機会を増やし、幼児とのふれあいにより、いのちの大切さや思いやりの心の醸成に努めます。	実施	充実
職業意識の醸成	学校の職場体験学習などを通じて、子どもの発達段階に応じて健全な職業観が醸成されるように努めています。	実施	継続

子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次世代社会の形成に向け、子どもが「豊かに生き抜く力」を身につけるための基礎学力の向上と基本的生活習慣の定着に努めます。

子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力を含めた確かな学力を身につけるため、子ども一人ひとりに応じた心細やかな指導を推進します。

さらに、子どもの豊かな心と健やかな体を育むため、道徳教育や生活指導の充実、スポーツ環境の整備に努めます。

また、教職員、保育士等、指導者の研修や交流等を定期的実施し、指導者の指導力向上を目指すとともに、子どもが抱える悩みや不安の解消のために、相談体制の充実を図るとともに、普段でも気軽に話せるスクールカウンセラーを設置するなど、子どもの問題行動の未然防止に努めます。

施策項目	施策内容	現状	目標
教科指導の充実	児童生徒に教科の基本が確実に身につくよう、毎日の授業が充実するように、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の推進に努めます。	実施	充実
特色ある学校づくり事業	町の歴史や伝統、地域の特色を活かした学校づくりを推進しています。	実施	継続
総合的な学習	子どもの「生きる力」を育むために、地域の資源や地域の人材を活かして、子ども達の豊かな体験学習を推進しています。	実施	継続
道徳教育の推進	地域、保護者、学校が連携し、人や自然に対する思いやりや家族やふるさとを大切にしようという愛情が育つよう努めます。	実施	継続
学校評議員制度	保護者をはじめ、地域住民の参加・協力を得て、よりよい学校運営が行われるように努めています。 また、特色ある教育活動を行うにあたって、さまざまなニーズを探るため、学校から情報発信を行っています。	実施	継続
教職員の指導力向上	教職員の指導力向上のための研修を開催します。	実施	充実
基本的生活習慣の定着	人間として生活する上で必要な生活習慣の定着に向け、家庭、学校、地域が連携して心身の健全な育成の推進に努めます。	実施	充実
いじめ・不登校の解消	不登校児童生徒の実態把握と指導の充実及びいじめの早期発見と適切な指導の充実を図るとともに、教育相談施設などを活用した相談活動を充実します。	実施	充実

家庭や地域の教育力の向上

子どもは地域の宝、子どもを地域で育てるという観点から、学校、家庭及び地域との連携のもとに、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

施策項目	施策内容	現状	目標
地域の子育てネットワーク（再掲）	子育てを手助けする町民活動を支援するとともに、これら町民活動を含めた子育てに関する情報を一元化して提供できる体制を整え、いつでもどこからでも、気軽に子育ての輪を広げることのできる体制を整備します。	-	推進
地域の子育て意識の醸成	子育て支援講演会の開催や町民が相互に交流する活動を推進し、子育て家庭を地域全体で見守り、支援するという意識の醸成に努めます。	実施	充実
家庭教育学級	育児不安の解消など、母親のニーズに合わせた内容を充実するとともに、関係課と連携し講座内容が重複する事のないよう調整し、より充実した子育て支援のあり方を検討します。	実施	充実
町民や地域講師	地域の様々な住民の知恵や技能などを学校教育の場に活用し、子どもの学習の充実に努めます。	実施	充実

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの健全育成において、有害な図書の追放など環境対策を推進します。

施策項目	施策内容	現状	目標
有害図書などの追放運動	子どもの健全育成において、有害となる図書の追放などの環境浄化対策を推進しています。	実施	継続

3 地域で子育てを支えるまちづくり

子どもは家庭と地域の人々とのふれあいを通して、豊かな人間性を形成していきます。しかしながら、都市化の進行は、地域社会における人間関係を希薄にし、現実的に子どもが地域の人とふれあう機会も減少しており、子どもがそうした体験の中で得ることのできる、他人への思いやりや、協調性が育まれにくくなっています。地域は家庭ではできない子育てを補い、支える重要な役目を担っていることから、子どもや子育て家庭と地域とのつながりを深める施策の推進が求められます。

本町においても、子ども会、子育てサークル、青少年団体活動など、子どもや子育て家庭と深い関わりをもつ団体が活動しています。これらの地域組織を積極的に活用し、子どもや子育て家庭が地域活動に参加できる場を確保することや地域で子育てを支援する人材養成に努めることが必要です。

また、地域に住む人々が子どもや子育て家庭に目を向け、子育てを支える意識の啓発、地域活動の支援、活動拠点整備などを強化していく必要があります。

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らすためには、安全な生活環境を整備することが必要です。本町においても、バリアフリーに対応した歩道の整備や施設整備など、人にやさしいまちづくりを推進しています。

今後も、子どもや子育て家庭はもちろんのこと、高齢者や障がい者など、誰もが住みやすく、暮らしやすい環境づくりを目指していく必要があります。

1 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭や母子家庭などを含めた全ての子育て家庭への支援を行うため、子育て支援センターや保育園を拠点施設として活用します。子育て情報の交換や保護者のネットワークづくりなどの交流機会の提供など様々な子育て支援サービスを充実していきます。

子育ての不安、悩みを解消するために、相談体制の充実を図ります。また、広報紙やパンフレット等、子育てに関する情報紙の発行等の充実に努めます。

親子が一つの場所で遊びを通じて交流し、親子の絆を深めるための場の提供に努めます。また、親同士、子ども同士の交流の場ともなり、子育てに関する情報交換や悩みの解消につながることから、親子のふれあいの場を確保します。

少子化の問題は地域全体で対応する意識の啓発を図るとともに、地域における子育て支援が必要なことから、地域子育て支援の充実を図ります。

施策項目	施策内容	現状	目標
子育て支援センター事業	北保育園内で実施しており、事業の周知を図るとともに、子育てに関する相談、情報提供、親子で参加できるイベントの開催など、利用者のニーズにあった体制や機能の充実を図ります。	1か所	1か所
子育てに関する相談体制	町の窓口や子育て支援センター、保健センター、児童館、保育園、幼稚園などで育児や親子の健康、家庭に関する相談を実施しており、相談員の資質の向上や身近な地域で、気軽に相談できる体制の整備を図ります。	実施	充実
家庭教育学級（再掲）	育児不安の解消など、保護者のニーズに合わせた内容を充実するとともに、関係課と連携し講座内容が重複する事のないよう調整し、より充実した子育て支援のあり方を検討します。	実施	充実
地域における親子の交流事業	子育て支援センターやちびっこルーム、ぴよぴよサークルなど、地域の親子を対象に様々な交流機会を提供しています。今後も交流機会の充実を図るとともに、地域全体での子育て支援の重要性を周知して、地域子育て支援体制の整備を図ります。	実施	充実
トワイライトステイ事業	保護者が平日の夜間などに不在となる場合に、必要に応じて児童養護施設において保護し、午後10時まで生活指導、食事の提供などを行っています。	実施	継続
ショートステイ事業	保護者が疾病や冠婚葬祭などで泊りがけで不在となる場合に、必要に応じて児童養護施設において養育、保護しています。	実施	継続
子育て支援助成金の支給	3人以上の子どもがいる世帯で、保育園、幼稚園、小・中学校に通う第3子以降の子に対して助成金を支給しています。	実施	検討
子育てに関する情報提供	子育てに関する情報をまとめ、すべての子育て家庭へ配布します。また、インターネットなどを利用して、必要な時に、必要な情報が得られる体制の整備を図ります。	実施	充実

保育サービスの充実

保育サービスの提供にあたっては、保育に対する町民の満足度を重要視し、安心して子どもを預けられる体制の整備を進めます。

そのため、地域の保育需要に応じて低年齢児保育、延長保育、一時保育など、多様な保育サービスを実施する多機能型保育園として整備するとともに、子育て支援センター事業を推進します。

子どもを安心して預けて仕事ができる環境の整備を図るため、保育サービスの充実に努めます。

施策項目	施策内容	現状	目標
通常保育 (再掲)	公立保育園4か所で8時30分から16時30分までの保育を実施しています。定員は510人です。 保育施設については、必要に応じて整備を図ります。 保育内容の充実とともに、保育士の資質向上のための研修の充実を図ります。	4か所 510人	4か所 550人
乳児保育 (再掲)	0歳の乳児保育は中保育園、南保育園の2か所、定員9人で実施しています。	2か所 9人	2か所 9人
3歳未満児保育 (再掲)	1歳児、2歳児の保育は中保育園、東保育園、南保育園の3か所、定員108人で実施しています。 必要に応じて定員133人へ拡充します。	3か所 108人	3か所 133人
延長保育 (再掲)	7時30分から8時30分までの早朝保育と16時30分から17時30分までの長時間保育を保育園4か所で実施しています。また、19時までの特別延長保育を中保育園、南保育園の2か所、定員30人で実施しています。 必要に応じて、定員50人へ拡充します。	2か所 30人	2か所 50人
障害児保育・統合保育 (再掲)	中軽度の障がいを持ち、集団生活が可能な子どもを対象に、保育園において健常児とともに統合保育を実施しています。	4か所	4か所
一時保育 (再掲)	仕事やその他の理由により、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に保育施設で預かり、保育を実施しています。	5人	継続
病児・病後児保育 (再掲)	保育園や幼稚園に通っている子どもが病気の回復期で、集団生活になじまない場合に病院において一時的な保育を実施しています。	1か所 6人	継続
管外保育 (再掲)	保護者の勤務の都合により、居住地以外の保育園入所の要望が増えていることから、協議の成立した近隣市町と相互の受入れ入所を実施しています。	実施	継続
第三者評価システム	保育内容や施設整備などを第三者によって客観的に評価するシステムを構築し、利用者が利用しやすいサービスを提供できるよう改善します。	-	推進
幼保連携	保育園、幼稚園は小学校就学前の幼児を対象に教育・保育を行う施設であることから、教育内容・保育内容の整合性、資格の併有の促進、合同研修などにより連携を強化します。	-	推進

児童の健全育成

児童の健全育成を促進するため、児童館や学校などを放課後に開放し、居場所の一つとして提供していきます。

施策項目	施策内容	現状	目標
学童保育	町内3か所において小学3年生までを対象に、平日の放課後と夏休みなどの長期休暇期間に学童保育を実施しています。	3か所 90人	3か所 145人
児童の居場所づくり	地域で身近な児童館や学校及び公民館などを放課後に開放し、健全育成を目的とした居場所づくりを推進します。町南部地区における身近な居場所作りとして、児童館の設置を検討します。	1か所 200人	2か所 400人
地域活動への参加機会	完全学校週5日制に伴い、地域で過ごす時間が増加したことから、親子での地域行事などへの参加機会を拡充し、親子がふれあう機会を提供します。	実施	充実
子ども体験学習	子どもたちが様々な体験活動のできる場や機会を提供し、自分で学びとる力を養います。	1事業	2事業
青少年健全育成活動	子どもの非行防止のための有害環境対策や犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、警察・行政・地域が連携して、地域をパトロールし、子どもたちを見守り活動を推進します。	実施	充実

子育て支援のネットワークづくり

地域の子どもは地域で育てるという考えのもと、地域のコミュニティ組織を地域福祉の担い手として位置づけ、子育て支援ネットワークづくりを進めるとともに、地域の多様な人材を発掘・養成するとともに、家庭、学校及び行政などとともに子育てを支援できる地域組織の構築など住民の自主的な活動を促進し、一時保育や住民互助の子育てグループなど、緊急時やリフレッシュしたいときに一時的に預けることができる子育て支援の充実に努めます。

さらに、民生委員児童委員などによる児童福祉に関する相談や援助、児童の健全育成のための地域活動を活発にします。

また、子どもを持つ家庭、ひとり親家庭、障がいを持つ家庭に対し、経済的負担の軽減を図るため、経済的支援の充実に努めます。

施策項目	施策内容	現状	目標
子育てグループ 育成支援事業	育児不安の軽減や、自主的な子育ての仲間づくりを目的とした交流の機会を提供するとともに、より充実した子育て支援のあり方を検討します。	実施	充実
子育て支援ネットワーク (再掲)	子育てに関する情報を一元化して提供できる体制を整え、いつでもどこからでも、気軽に子育ての輪を広げることのできる体制を整備します。 子育て支援センターや児童委員など子育て支援の専門家のネットワークを構築します。	-	推進

2 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用方法の普及啓発などを実施します。

施策項目	施策内容	現状	目標
通学路の安全対策	通学路表示の設置をするなどして、子どもの安全の確保を図るとともに、各校の通学路の安全点検調査を実施し、通学路の安全確保や改善を工夫・実施するほか、調査結果に基づき通学路の見直しを行っています。	実施	継続
交通安全教室	幼児、児童・生徒、成人、高齢者別の交通安全教室などを実施し、交通安全意識と交通安全マナーを高めていきます。	実施	充実
歩道の整備	幅員のある道路における歩道の整備をすすめ、歩行者専用空間を確保しています。	実施	充実

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪などから守るため、学校や地域における、子どもの防犯意識の醸成、自主地域防犯パトロール、通学路付近の避難民家の確保など、子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図ります。

施策項目	施策内容	現状	目標
防犯意識の醸成	学校や地域において、子どもが犯罪の被害にあわないよう、講習や体験などの防犯教育により、防犯意識の醸成を図ります。	実施	充実
不審者緊急情報網	不審者に関する情報を関係機関と共有することにより、防犯活動を推進します。	実施	充実
自主地域防犯パトロール	子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、警察・行政・地域が連携して地域をパトロールし、子どもたちを見守る活動を推進します。	実施	充実
こども 110 番の家・通学路付近の避難民家の確保	登下校時の子どもが犯罪の被害にあわないよう、身を守るために駆け込むことのできるこども 110 番の家を確保します。また、場所、距離などを考慮し適正に設置するための条件を見直し、設置増加を目指します。	実施	充実

被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待などの被害にあった子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、専門相談員による相談や専門機関との連携を図ります。

施策項目	施策内容	現状	目標
被害に遭った子どもの保護	犯罪、いじめ、児童虐待などにより被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言などを行い、学校をはじめとする関係機関と連携した心細やかな支援を実施します。	-	推進

3 要保護児童への対応等心細やかな取組の推進

児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、地域の関係機関の協力体制と、虐待防止ネットワークを充実します。

また、子どもを養育していく事が困難な家庭の増加や育児不安から、子ども達が虐待という形で被害者となるケースが多くあります。そうした虐待児童に関わる関係機関が連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対策、再発の防止に努めます。

施策項目	施策内容	現状	目標
児童虐待防止ネットワーク	適切かつ迅速な対応を図るために、町の窓口・保健所・保育園・幼稚園・家庭児童相談室・子ども相談センター・学校・警察・専門医療機関などの連携強化を図ります。	実施	充実
子育てに関する相談体制（再掲）	町の窓口や子育て支援センター、保健センター、児童館、保育園などで育児や母子の健康、家庭に関する相談を実施しており、相談員の資質の向上や身近な地域で、気軽に相談できる体制の整備を図ります。	実施	充実
専門スタッフの配置	相談者のニーズに心細やかに対応するため、専門スタッフの配置に努めます。		推進
相談員の資質向上	家庭や児童の諸問題に適切に対応していくため、相談員の研修などを充実し、資質の向上を図ります。	実施	充実
子育て応援ダイヤル	子育ての不安や悩みを電話で気軽に相談できる体制の整備を図ります。	実施	充実

ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚などの増加によりひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭に対する相談体制を充実していくとともに、生活支援を行います。

施策項目	施策内容	現状	目標
ひとり親家庭支援事業	母子・父子家庭に、所得に応じて児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図ります。また、母子家庭の児童が就学・就職する際に必要な費用を貸し付けることによって児童福祉の向上を図り、ひとり親家庭を支援しています。	実施	継続
各種経済支援	児童扶養手当制度や、乳幼児・ひとり親家庭等医療費助成制度を推進するとともに、母子家庭などに対する就学資金や住宅資金などの公的資金の活用について周知します。	実施	充実
ひとり親家庭への相談体制と就労支援	ひとり親家庭などの様々な不安・悩みに対する相談窓口を設置し精神的安定を図ります。また、職業能力向上訓練費の給付などの就労支援による自立を推進します。	実施	充実

障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病などの早期発見・早期治療の推進、在宅サービスの充実を図るとともに、障害児母子通園事業の充実、保育園における障害児保育の拡充などを図ります。

また、心身の発達に遅れや障がいのある子どもを持つ家庭に対し、身近な場所で療育についての相談、助言、訓練が受けられるようサービスの充実を図ります。

施策項目	施策内容	現状	目標
障害児保育・統合保育（再掲）	中軽度の障がいを持ち、集団生活が可能な子どもを対象に、保育園において健常児とともに統合保育を実施しています。	4か所	4か所
特別支援教育	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を行うことができるように支援計画・支援体制の調査・研究、実施を推進します。	実施	充実
就学指導	就学指導体制の充実、就学援助事業の的確な実施、特別支援教育の啓発活動の推進、進路指導の充実などの教育条件整備を推進します。	実施	充実
専門的療育相談システム	児童並びに保護者に対し、保健、福祉、医療が連携し総合的にサポートできる療育相談システムをつくり、ゆとりある子育てができるよう支援します。	実施	充実
事後指導・相談体制	妊産婦・乳幼児健康診査において経過観察が必要とされた場合には、すみやかに的確な指導を行い、必要に応じて精密検査の勧奨や専門医による療育相談など、事後指導・相談体制の充実に努めます。	実施	充実

第5章

計画の数値目標

1 数値目標の設定

1 - 1 国の定めた12事業の目標事業量の設定

本計画をより実践的な行動計画とするため、国が示した12の事業について具体的な数値目標を掲げます。

数値目標の設定にあたっては、平成20年度に実施した「子育てに関するアンケート調査」により得られたニーズ量をもとに、本町における供給基盤と合わせて検討した上で設定しました。目標事業量を踏まえて、今後もよりよいサービスの充実を目指します。

事業の現状及び目標事業量

事業名		現状（平成21年度）		目標事業量
		利用人数	定員数	平成26年度
通常保育事業	0～2歳児	80人	108人	133人
	3～5歳児	281人	402人	309人
	計	361人	510人	442人
特定保育事業		0人	0	0か所
延長保育事業		24人	30人	2か所
夜間保育事業		0	0	0か所
トワイライトステイ事業		0	0	0か所
休日保育事業		0	0	0か所・0人
病児・病後児保育事業		153人	-	1か所 297日
放課後児童健全育成事業		87人	90人	3か所 145人
地域子育て支援拠点事業		10,475人	-	1か所
一時預かり事業		120人	-	1か所 1,188日
ショートステイ事業		6人	-	2か所
ファミリー・サポートセンター事業		0	0	0か所

第6章

計画の推進体制

1 計画の推進体制の整備

1 - 1 庁内の推進体制

本計画における個別事業は、子どもと子育て家庭に関する様々な分野にわたっており、庁内各課や関係機関の多くが携わることとなります。従って、1つ1つの事業はその内容を熟知している実施主体が責任を持って進行管理を行い、総合的な管理は福祉健康課で行います。

また、各課や関係機関が連携を図り、密に連絡を取り合いながら庁内全体で計画を推進していきます。

1 - 2 町民組織への支援

子育てに関する活動を実施している子育て支援サークル、子育てサークルなどをはじめとする様々な地域団体や社会福祉協議会、民間事業者、民生委員児童委員等、子どもや子育て家庭を支援する町民組織の活動を支援します。

1 - 3 町民への周知啓発

本計画は、行政の一方的なサービス提供で終わるようであれば、本来の意味を成し得ません。

少子化の進行は、もはや社会全体の問題であり、一人ひとりが意識を持って真剣に取り組んでいかなければならないことです。そのため、計画の推進にあたっては、町民に対する本計画の周知と子育て支援環境づくりの啓発を図るとともに、必要な支援や協力を求めています。

資料編

1 計画策定（見直し）の経過

年 月 日	内 容
平成 21 年 5 月 ~ 6 月	北方町次世代育成支援に関する意向調査の実施
平成 21 年 7 月	北方町次世代育成支援に関する意向調査の取りまとめ
平成 22 年 3 月 23 日	北方町次世代育成支援行動計画推進協議会 ・北方町次世代育成支援行動計画 後期計画（案）について

2 北方町次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第5項に基づき、北方町次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)の実施状況を把握・点検しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等を協議する北方町次世代育成支援行動計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の実施状況の把握・点検に関すること。
- (2) 計画の見直し等に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健・医療、福祉、教育、地域活動団体等次世代育成支援対策に関係する者
- (3) 町内に居住し、町内の事務所に勤務する者で、18歳以上の者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該計画の終了する平成21年度までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席により成立する。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉健康課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

3 推進協議会委員名簿

	氏 名	役 職 名 等
会 長	高 橋 弘	自治会連絡協議会長
副会長	鹿 野 和 久	北方町医師会代表
	川 尻 小枝子	主任児童委員代表
	渡 辺 成 洋	小中学校連合PTA会長
	西 田 紀 子	地域代表
	塩 谷 辰 郎	岐阜振興局福祉課長
	森 山 政 紀	北方小中学校校長会長
	井 上 幸 子	保育園総括園長
	大 塚 誠 代	保健師

北方町次世代育成支援対策後期行動計画

発行年月 平成22年3月

発行 北方町役場 福祉健康課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町北方1323-5

電話：058-323-1119